

令和 8 年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和 8 年 7 月 2 1 日 開会
令和 8 年 7 月 2 1 日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和8年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和8年7月21日
午後7時00分 開会
於 南アルプス市役所新館第1会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 職員自己紹介
- 5 運営協議会について
- 6 副会長の選任について
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
 - 諸般の報告
 - 会議録署名委員の指名
 - 議事案件（報告事項）
 - （1）令和7年度南アルプス市国民健康保険特別会計の決算見込及び今後の見通しについて
 - （2）その他
- 9 その他
- 10 閉会

出席委員（18名）

保坂佳一
内藤昌子
杉山寿美江
井上洋美
神宮司泰子
横内里花子
金子さき子
河野裕樹
塩谷進

塚原秀樹
海野まゆみ
保坂重敏
功刀秀樹
折居早百合
齊藤留美
齊藤和磨
功刀仁樹
小川朝樹

欠席委員（1名）

小山篤

会議録署名委員

海野まゆみ

功刀秀樹

出席者

国保事務局

部長
課長

松村浩
荻野光子
小西常夫
長澤友和
塩澤佳介

開会 午後 7時00分

○事務局（村松課長）

皆様、こんばんは。

まだ1名の委員様がお見えになっていませんけれども、定刻になりましたので、ただいまから南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、あいさつを交わしたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

皆様、本日は夜分お疲れのところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、国保年金課長の村松と申します。本日の会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

お手元に、次第、資料1「令和8年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会資料」、資料2「国民健康保険特別会計決算状況について」、参考資料「国民健康保険の状況等について」の4点の資料を配布させていただきました。

お手元にごございますでしょうか。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

初めに、委員の変更がございましたので、委嘱状の交付を行います。

公益代表として委員をお務めいただきました、有野守代 様、鈴木都美江 様のお二人が、愛育会の会長、副会長の職を退任されましたことに伴いまして、新たに、愛育会新会長の 神宮司泰子 様、愛育会新副会長の 折居早百合 様に委員をお願いいたします。

また、同じく公益代表の 和田哲子 様が、食生活改善推進員会副会長の職を退任されましたことに伴いまして、新たに、食生活改善推進員会新副会長となられました 齊藤留美 様に委員をお願いいたします。

それでは委嘱状の交付をさせていただきます。

市長が席の方に参りまして交付をさせていただきますので、三名の方はその場でご起立いただきまして、お受け取りをお願いいたします。

○市長（金丸一元）

神宮司泰子 様。南アルプス市国民健康保険運営協議会委員に委嘱する。

任期を令和10年5月31日までとする。

令和8年7月21日、南アルプス市長 金丸一元。よろしくお願いいたします。

折居早百合 様。南アルプス市国民健康保険運営協議会委員に委嘱する。

任期を令和10年5月31日までとする。

令和8年7月21日、南アルプス市長 金丸一元。よろしくお願いいたします。

齊藤留美 様。南アルプス市国民健康保険運営協議会委員に委嘱する。

任期を令和10年5月31日までとする。

令和8年7月21日、南アルプス市長 金丸一元。よろしくお願いします。

○事務局（村松課長）

それでは、ご着席ください。

続きまして、金丸市長からあいさつを申し上げます。市長、お願いいたします。

○市長（金丸一元）

皆様、改めましてこんばんは。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私共にご多忙のところ、また、夜分お疲れのところを、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より市政並びに国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、南アルプス市の国民健康保険は、被保険者の高齢化や一人あたりの医療費の増加が進む一方で、被保険者数の減少等に伴い、保険税収入の確保が課題となっているところであります。

また、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、令和8年度からは、社会全体で子育て世帯を支える仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が導入され、国民健康保険税においても新たな負担が生じることとなります。

さらに、令和12年度には、県内の保険料率統一が予定されており、国や県の動向を注視した事業運営が必要となってまいります。

本日は、令和7年度の国民健康保険特別会計の決算状況及び今後の見通しについて、ご報告をさせていただきます。

本市といたしましては、被保険者の皆様が安心して医療を受け、健康な生活を送ることができるよう、今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、引き続き、本市の国民健康保険事業の運営にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（村松課長）

ありがとうございました。

市長につきましては、別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

○市長（金丸一元）

それでは失礼させていただきます。あとはよろしくお願いいたします。

○事務局（村松課長）

ここで、4月の人事異動に伴い、国保年金課、それから市民部の職員が変わっておりますので、職員の紹介をさせていただきます。

それでは市民部長より、自己紹介という形で進めさせていただきます。

（職員による自己紹介）

○事務局（村松課長）

皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づき進行させていただきます。次第の5「運営協議会について」であります。

初めて委員になられた方がいらっしゃいますので、改めて事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（小西）

それでは、国民健康保険運営協議会の概要につきまして、改めて説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1、1ページをご覧ください。

まず、「国民健康保険運営協議会とは」、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や調査、審議、市町村長への意見の具申等を行うための機関でございます。

次に、「協議会で審議する内容」は、国民健康保険の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税の徴収、その他の市町村が処理することとされている事務に関する重要事項となります。また、4行目の中ほどになりますが、国保事業の運営に関する重要事項について、市町村長は運営協議会に諮問し、運営協議会は審議した結果を答申して、市町村長の判断のための意見を提供する役割を果たしていただいております。

次に、「組織・人数」でございます。下線部分になりますが、本市の委員定数は、条例で、被保険者の代表、保険医又は保険薬剤師の代表、公益代表のそれぞれの委員の方が6人ずつ、被用者保険等保険者代表の委員の方が1人の、合計19人と定めております。また、協議会には会長1人と会長代理を置くこととされており、公益代表の方の中から選任することとされております。

次に、「報酬」でございます。条例の規定に基づき、1回の会議につき報酬として7,000円をお支払いいたします。なお、会議は各年度で2回程度の開催を予定しております。

次に、「任期」でございますが、国民健康保険法施行令により、3年と規定されております。現在の第11期の委員の皆様の任期は、令和10年5月31日までとなりますので、ご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

なお、資料の2ページから4ページは、本協議会に関する法令等になりますので、ご参考にしていただければと思います。

また、5ページには、委員の皆様の名簿がございますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○事務局（村松課長）

運営協議会についての説明につきましては、以上となります。

何かご質問等あればお願いいたします。無いようであれば、次に進めさせていただきます。

続いて次第の6番「副会長の選任について」であります。

有野前副会長の退任により、副会長が空席となっております。南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定においては、協議会に会長及び副会長を置く

こととし、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにはその職務を代理するとしております。

こちらの副会長の選任につきましては、事務局案としてお示しをさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○事務局（村松課長）

ありがとうございます。

それでは、現在第11期の皆様の任期中でありますので、有野前副会長の後任としては、今回委嘱させていただきました 神宮司泰子 委員に、残る期間におきまして副会長をお願いしたいと思います。

委員の皆様にお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○事務局（村松課長）

ありがとうございます。

それでは副会長につきましては、皆様のご承諾をいただきましたので、神宮司泰子 委員が選任されました。よろしくお願いいたします。

それではここで、横内会長、神宮司副会長におきましては、前の席の方で議事等の進行もございますので、席を移っていただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、7番「会長あいさつ」。横内会長からごあいさつをいただきたいと思います。

横内会長、よろしくお願いいたします。

○会長（横内里花）

こんばんは。2年目を迎えさせていただきました、会長を務めさせていただきます横内と申します。

毎日本当に酷暑の日が続いております。皆様お疲れの中ご出席いただき、ご苦勞様でございます。

ちょっと食改の話をさせていただきますけれども、「暑い暑い」と言って、皆様「塩分を摂ってください」とか、「水分補給をしてください」とかという話がありますけれども、それはして欲しいことなのですが、今、山梨県では塩分を摂りすぎていて、男性がワースト1位、女性が5位となっております。塩分を摂るのも大事なのですが、食事でも十分摂れますので、気をつけて摂っていただきたいと思います。ということをちょっと伝えさせていただきます。

今日は皆様のご協力により、スムーズに会議が終わりますように、ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（村松課長）

ありがとうございました。

それでは次第の8「議事」に移りたいと思います。

運営協議会規則第5条第1項の規定により、横内会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（横内里花）

それでは、始めさせていただきます。

まず、「諸般の報告」について、事務局から報告願います。

○事務局（村松課長）

はい。諸般の報告をいたします。

委員の出席状況についてご報告させていただきます。南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告いたします。

本日、19名の委員様のうち、18名の委員様が出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、本会議では会議録作成のため、会議の内容を録音しております。ご意見、ご質問等がある際には、名前を仰ってからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本協議会の会議は公開で行うものとされており、運営協議会の開催及び公開については、市のホームページにおいて周知をしております。

また、会議の公開は、南アルプス市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることとしております。本日の会議の公開にあたり、傍聴の定員を5名として周知をしたところですが、本日は傍聴希望者がおりませんでしたので、ここに報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会長（横内里花）

次に、議事に先立ちまして、「会議録署名委員の指名」を行います。

南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

本日の会議録署名委員2名を指名します。会議録署名委員に 海野まゆみ 委員、 切刀秀樹 委員を指名いたします。海野、切刀両委員にはよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

（1）令和7年度南アルプス市国民健康保険特別会計の決算見込及び今後の見通しについて、事務局より説明願います。

○事務局（小西）

それでは、令和7年度国民健康保険特別会計の決算状況などにつきまして、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の「資料2」をご覧ください。1ページ目が、歳入・歳出の決算状況でございます。また、2ページ目は、国民健康保険税の収納状況及び一般会計からの繰入金の内訳となっております。

本日は1ページ目の決算状況を中心に説明をさせていただきます。

なお、決算につきましては、監査委員による審査を経て、議会において次の年度の当初予算を審議する会議までに、議会の認定に付さなければならないこととされており、こちらは、本市では9月議会において行われる予定であり、現時点では「見込」として報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。

まず歳入でございます。

1 款の「国民健康保険税」。こちらは、被保険者の方に納めていただいた保険税でございます。令和7年度の決算は、1 3 億 7, 7 5 0 万 7, 4 8 8 円で、6 年度と比較して4 3 3 万 3, 1 8 1 円の増額となっております。被保険者数は減少しているものの、保険税を算定する際の基となる所得の増加が主な要因と考えられます。

一方で、資料の2ページ目をご覧くださいと、保険税の収納率は、一番上の表でお示しした令和7年度の現年度分で9 5. 7 9 %、中段の表でお示しした過年度の滞納繰越分で2 4. 1 7 %となっており、いずれも前年度を下回る状況となっております。

それでは、再び1ページ目の上の表をお願いいたします。

4 款の「使用料及び手数料」。こちらは、国民健康保険税の督促手数料でございます。6 2 万 2, 6 5 0 円で、6 年度と比較して1, 5 5 0 円の増額となっております。

5 款の「国庫支出金」。こちらは、国からの補助金でございます。9 0 1 万円で、6 年度と比較して1 8 6 万 4 千円の増額となっております。補助金の内容ですが、令和8年度から開始する「子ども・子育て支援金制度」の施行に向けたシステム改修費などに対して交付されております。

6 款の「県支出金」。こちらは、県からの交付金でございます。内訳といたしまして、「普通交付金」は、保険給付費などに対して交付されるものになります。また、「特別交付金」は、保険者が行う医療費適正化や、保健事業などに対して交付されるものになります。合計で4 7 億 5, 6 4 0 万 8, 0 7 2 円で、6 年度と比較して5, 6 2 4 万 3, 9 9 7 円の増額となっております。一人あたりの医療費の増加に伴う、保険給付費の増加が主な要因と考えられます。

7 款の「連合会支出金」。こちらは、山梨県国民健康団体連合会からの補助金でございます。1 万 5 千円で、特定健診・特定保健指導用の物品の購入費の財源としたものであります。

8 款の「財産収入」。こちらは、積み立てられた基金の利子でございます。1 8 3 万 3 4 2 円となっております。

1 0 款の「繰入金」。こちらは、一般会計からの繰入金と、財政調整基金からの繰入金でございます。一般会計繰入金の内訳といたしましては、資料の2ページの下段の表にお示ししております。こちらをご覧くださいと、職員給与費や事務費の経費に対する「総務管理経費繰入金」と、所得に応じた保険税の軽減などに対する「保険給付費繰入金」があり、合計で4 億 8, 6 1 5 万 1, 7 6 5 円となっております。

おります。

再び、1 ページ目をお願いいたします。

10 款の繰入金における、一般会計からの繰入金と財政調整基金からの繰入金の合計は6 億3, 615 万1, 765 円で、基金からの繰入金の増額に伴い、6 年度と比較して3, 903 万2, 888 円の増額となっております。

11 款の「繰越金」。こちらは、令和6 年度からの繰越金でございます。6, 176 万5, 191 円で、6 年度と比較して4, 286 万602 円の減額となっております。

最後に、12 款の「諸収入」。こちらは、保険税の延滞金、交通事故などの第三者行為の求償に伴う納付金の収入でございます。3, 164 万4, 798 円で、6 年度と比較して2, 111 万2, 013 円の減額となっております。令和7 年度は、6 年度に比べ、第三者行為の求償に伴う納付金が少なくなったことが要因になります。なお、求償の事務につきましては、国保連合会に委託しております。

以上が歳入でございます。

歳入の合計は6 億8, 495 万5, 306 円で、6 年度と比較して3, 792 万8, 480 円の増額となっております。

続きまして、下の表の歳出でございます。

1 款の「総務費」。こちらは、国民健康保険事業における職員給与費や事務費などでございます。1 億3, 472 万3, 580 円で、6 年度と比較して521 万7, 417 円の増額となっております。会計年度任用職員を含む職員給与費の増額が主な要因となっております。

2 款の「保険給付費」。こちらは、療養給付費の保険者負担分や、高額療養費などの費用でございます。4 億2, 152 万440 円で、6 年度と比較して2, 483 万9, 609 円の増額となっており、高額療養費の増加が主な要因となっております。

3 款の「国民健康保険事業費納付金」。こちらは、県が、県全体の医療費や、各市町村の所得水準や医療費水準を基に算定したものであります。1 億9, 513 万6, 164 円で、6 年度と比較して888 万8, 291 円の減額となっております。

7 款の「保健事業費」。こちらは、被保険者の方へお送りする「医療費のお知らせ」の経費や、40 歳から74 歳の被保険者の方を対象に実施する、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした特定健診及び特定保健指導の費用でございます。4, 527 万453 円で、6 年度と比較して293 万5, 370 円の減額となっております。減額の要因としましては、6 年度まで年6 回お送りしておりました「医療費のお知らせ」を、年2 回に変更させていただいたため、その分の郵送料が減額となっております。

8 款の「基金積立金」。こちらは、国民健康保険財政調整基金の利子を、基金に積み立てたものでございます。令和7 年度は、1 億83 万342 円となっております。

9 款の「公債費」。こちらは、国民健康保険特別会計の財源が一時的に不足した

場合に、金融機関から借入を行う場合の利子でございますが、令和7年度も借入はありませんでした。

10 款の「諸支出金」。こちらは、保険税の還付金や、国庫支出金の返納金でございます。581万7,800円で、6年度と比較して37万8,300円の増額となっております。

最後に、11 款の「予備費」でございますが、令和7年度につきましても予備費を執行することはありませんでした。

以上が歳出でございます。

歳出の合計は67億9,429万8,779円で、6年度と比較して1,903万7,144円の増額となっております。

また、歳入の合計から歳出の合計を差し引いた、令和8年度への繰越額は、8,065万6,527円となっております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度の決算状況（見込）について説明させていただきました。

では恐れ入りますが、続きまして、参考資料の「国民健康保険の状況等について」をご覧ください。

1 ページ目をお願いいたします。

ここでは、国の国民健康保険制度改革による、平成30年度以降の県と市町村の役割などをお示ししております。中ほどの、青色の枠の下の矢印を含んでいる図をご覧ください。

制度改革により、それまで市町村毎であった財政運営は、都道府県が中心的な役割を担うこととなり、県は、市町村と一体となって国民健康保険事業を運営するための「国民健康保険運営方針」を定め、市町村の事務の標準化や効率化などを推進することとなっております。また、県は、財政運営の責任主体として、県全体の医療費や、各市町村の所得水準や医療費水準を基に、市町村毎の事業費納付金を算定し、各市町村はこれを県に納付することとなっております。なお、納付金の流れにつきましても、次の2 ページ目にお示ししておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

また、1 ページ目の下になりますが、「保険料（税）水準の統一」ということが示されております。この「保険料水準の統一」は、国民健康保険制度の更なる改革として、都道府県内での、被保険者の方々の間の受益と負担の公平性を確保するという観点から、全国的に進めることとされておまして、山梨県では、この運営方針において、令和12年度に保険料水準の統一を目指すことを示しております。また、これを実現するためには、市町村と検討・協議を進めていくこととされておりますが、現時点では、県においてこれに着手した段階となっております。

2 ページ目をご覧ください。

事業費納付金についてでございますが、1 番の「納付金の概要」の部分を中心に説明させていただきます。

図の流れをご覧ください。①としまして「納付金の決定」がございます。県は、

県全体の医療費や、各市町村の所得水準や医療費水準を基に、各市町村が県に納めるべき納付金を算定・決定します。合わせて、市町村が保険料を設定する際の参考となる「標準保険料率」を提示します。

次に、②としまして「保険料の賦課」がございます。市は、県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し、被保険者の方に賦課を行い、納税通知書によってお知らせをいたします。なお、本市の国民健康保険の被保険者の皆様には、今月、令和8年度の保険税の納税通知書を郵送させていただいたところでございます。

次に、③としまして「保険料の支払い」がございます。被保険者の皆様から、納税通知書でお知らせいたしました保険税を納付していただきます。

次に、④としまして「納付金の支払い」がございます。市は、被保険者の皆様から納付していただいた保険税を財源として、県に納付金を納付いたします。その後につきましては、県は、各市町村から納付された納付金を財源として、各市町村が実際に負担する医療給付費を賄うための交付金を交付することとなります。

以上が、事業費納付金の概要となります。なお、以下の2及び3につきましては、県における事務となりますので、今回、説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

上の表は、平成30年度からの、本市の事業費納付金の推移でございます。

令和8年度の納付金は、本年度から追加された「子ども・子育て支援金分」を含めて19億6,597万872円となっており、7年度と比較して1,916万5,292円の減額となっております。

また、下の表は、被保険者の方一人あたりの事業費納付金に占める、保険税調定額の割合でございます。一人あたりの事業費納付金は、被保険者数の減少に伴い増加傾向にあります。一方、一人あたりの現年分の保険税調定額は、所得額の増加に伴い近年は増加傾向にあり、納付金に占める保険税調定額の割合は7割前後で推移しております。

4ページ目をご覧ください。

上の表は、本市の標準保険料率の推移でございます。標準保険料率につきましては、先ほど2ページ目でも説明いたしました、県が毎年度、各市町村の事業費納付金の決定と合わせて示す、保険料率の標準的な数値であります。なお、県が示す標準保険料率は複数のパターンがあり、市町村の現状の算定状況に基づくものや、県の国民健康保険運営方針に定められた基準に基づく算定方式によるものがございます。今回の資料でお示しした標準保険料率につきましては、県における保険料水準の統一の方針を踏まえ、県の国民健康保険運営方針に定められた基準に基づく算定方式によるものを掲載しております。なお、本市の保険税率は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分につきましては、令和3年度に見直しを行って以来、据え置きとしているところでございます。また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金分」が追加となりましたが、こちらは、県の標準保険料率に則した税率としております。

なお、表の下のグラフは、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の

それぞれにおける、標準保険料率と現行の税率の差を示したものでございます。特に、折れ線のグラフでお示した所得割と、黄色の棒グラフでお示した均等割につきまして、差の開きが大きくなってきている状況となっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

上の表につきましては、本市の保険税率の推移をお示したものでございます。平成28年度に医療給付費分の一部と介護納付金分、令和3年度に医療給付費分と後期高齢者支援金分の一部の税率の改定を行っております。また、令和8年度からは、子ども・子育て支援納付金分が追加されているところでございます。

下の表は、財政調整基金残高の推移でございます。令和5年度から基金を取り崩し、令和7年度は1億5千万円の取り崩しを行っております。これにより、令和7年度末の基金残高は、約7億949万円となっており、減少が続いている状況となっております。なお、基金における収支を明確にするため、令和8年度におきまして、令和7年度の繰越金の全額を基金に積み立てる予定としております。

6ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、国民健康保険の被保険者の年齢構成や、被保険者数・世帯数の推移のグラフでございます。左上のグラフですが、年代が上がるに従い、人口に占める国民健康保険の被保険者数の割合は高くなっている状況となっております。また、右上のグラフですが、被保険者の年齢構成においては、60歳以上の方が、被保険者全体の5割以上を占めている状況となっております。また、下のグラフでは、国民健康保険の被保険者数・世帯数ともに、減少傾向が続いている状況となっております。

最後に、7ページ目をご覧ください。

上のグラフは、国民健康保険税・現年度分の調定額と収納率の推移でございます。被保険者数の減少に伴い、調定額も減少傾向にありますが、収納率も近年減少傾向が続いております。令和7年度の現年度分の収納率は、95.8%となっております。また、下のグラフは、ご参考となりますが、マイナ保険証の登録・利用率の月別の推移でございます。令和6年12月から被保険者証が廃止となり、現在はマイナ保険証又は資格確認書により受診する仕組みとなっております。本年4月時点の登録率は74%、利用率は52.6%となっております。

以上で、令和7年度国民健康保険特別会計の決算見込と、国民健康保険の状況などについての説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○会長（横内里花）

ただいま事務局より説明がありました。

これにつきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○委員（金子さき子）

巨摩共立病院の金子といいます。よろしくお願いします。

お聞きしたいのは二つあって、一つは制度が変わっていく中で、市レベルだと市民の顔も見えたりするので、そういうこともあってずっと保険料率を上げないで来

たのかなというのがあるのですけれど、制度が変わることによって、これがどんどん上がってしまうのではないかなと、ちょっと心配しているというのが一つあります。

もう一つは、ちょっと事例を出します。うちは無料低額診療制度というのをやっていて、本当に経済的に大変な方の、期間を区切ってですけれど、その収入に合わせて医療費を取らないとか、無料にしたり減額したりするという制度があって、そういうのをやっているのですね。どこの医療機関もやっているという訳ではないし、ある意味ちょっと医療機関が身を切るような部分もあるのですけれど、そういう中で先日、親子で暮らしていて、親の方が認知症になって施設を使わなければいけない。だけれど、子供の方も癌が見つかって。もう年齢が60歳を超えている方なので正規ではないので、休めばもう収入なくなっちゃうよという方が癌が見つかってしまって。その子供さんの方はうちの患者さんではないのですけれど、その親の方の無料低額の申請があって、状況的にもうこれは通りますねということで、無料低額診療制度を使いながら、また、おそらく生活保護とかの相談もこちらからもさせていただくような形になるのかなと思うのですけれど。国保って収入がなくてもお金を払わなければいけないですよね。そういう、本当にギリギリの方達がどうなっていくのだろうなというのを、いわゆるセーフティネット的なところがどうなっていくのかなというのをとても心配しています。

○会長（横内里花）

ありがとうございます。事務局お願いします。

○事務局（村松課長）

はい、お答えいたします。

まず1点目のご質問がありました制度が変わるところですが、県が保険者となり、県全体で保険料の統一をしていくという議論が今されています。目標としては、令和12年ということが示されております。今の保険税については令和3年に下げており、そのまま維持をしているのですが、上がる心配があるのではないかなというご質問だったかと思います。県では令和12年の統一に向けて、今示している標準保険料率に各市町村で近づけてくださいという話が出ていて、12年になればもう待たなして県で統一なので、うちの市はその保険料率にはしませんという訳にはいかなくなってしまうという、現状の県の方向性としてはそういうところがございます。確かに、本市の保険税率は標準保険料率に比べると低い状況にあるので、どこかでそういった擦り合わせを検討する必要があるのではないかな、どうしても県で広域的に制度を進めていく中では、どこかしらでそういう検討が必要になってくるのではないかなというふうには考えております。

2点目の無料低額診療制度については、本当にご協力をいただいております、困っている方々の助けになっている制度という認識をしております。私共の方でも、やはり先生が仰るように、どうしても国保というのが、所得がない方はゼロ、無料ですというのはなかなか制度としてできないところがあって、もちろん所得に応じて保険税額を軽減したりということはしているのですけれども、どうしてもなかなか無

料でいうところは、この制度の仕組み上難しいというところがあります。ただ、今本当にギリギリで困っていて、何とかならないかというような場合にはもちろんご相談をいただいて、私共の方で減免というような制度が使えないかとか、あるいは今仰られた生活保護ですとか、困窮者支援というような取り組みを、市で国保以外の福祉の分野でも行っておりますので、全庁的にしっかり協力しながら、そういった困り事がある方については相談を受け止めて、対応につなげていくという形で進めていきたいと考えております。

以上になります。

○会長（横内里花）

金子委員、よろしいでしょうか。

○委員（金子さき子）

もちろん、マスコミで言われるような悪質な方もいるかもしれないのですが、本当に困っている方がいっぱいいらっしゃるの、広域になるとやっぱりそういう丁寧さがなくなっていってしまうかなという思いがあります。

なので、南アルプス市としてそこは丁寧な対応をしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

○会長（横内里花）

では、この件はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

その他にご意見等はございますでしょうか。

○委員（小川朝樹）

被用者保険代表の小川と申します。

資料を見させていただきまして、参考資料の一番最後のページの収納率の推移のところですが、直近で95.8%というのは多分高い、よく収納されている水準なのかなと思うのですが、そうは言いましても前年に比べるとだいぶ落ちているというところでは何か要因というか、あとそれに対する対応というかは何かお考えはあるのでしょうか。

○事務局（村松課長）

はい、お答えいたします。

確かに収納率につきましては、ここのところ高い率を保っていたのですが、7年度については昨年と比べると少し低下してしまっているという状況でございます。どうして落ちてしまったのかというところを分析をしているところではあるのですが、資料2の2ページ目を見ていただいたときの現年度分の収納率は、7年度が95.79%、6年度が96.60%でした。要因としましては、なかなか複合的な理由があると思うので確実にこれが理由だということは難しいのですが、一つ考えているところは特別徴収、65歳以上の年金の受給者の方については、特別徴収として年金から天引きをするような形で納税をしていただいています。ただ条件がありまして、65歳以上の方ご本人が世帯主として国保に加入をしていらっしゃる、また、それ以外の世帯の方も65歳以上の方であることで特別徴収になるという制度ですが、今、国保から後期高齢者医療に75歳になって移る方が非

常に多いです。やはり団塊の世代、75歳になる方というのが非常に多く、国保を抜けられる世帯主の方が非常に多い割合で75歳になり、国保から抜ける方も非常に多い状況ですので、そうすると、世帯主で今まで年金から直接納めていた人が、納付書で納めていただくということになると、やはりどうしても今まで年金から天引きされていた方が通常の納付に移るというところで、年金からだ納付漏れというのはほとんどないので、皆様納めていただけるのですが、どうしても納付書ですと、収納率というのは100%になかなか行かないというところで、そういった方が増えている。年金から引かせていただいている方が減って、納付書等で納めていただく方が増えているので、年金以外の方だけで見ると収納率はそんなに大きくは変わってないのですが、どうしても年金から引かせていただいていた方の割合が減っている中で、全体の収納率が落ちてきている。そういった影響があるのではないかとこのところを今分析しているところです。

今後、対策としましては、もちろんそういった納めていただけない方にしっかりと納めてくださいということの働きかけをしていくということと、やはり納付書だと忘れてしまうこともあるので、口座振替をより一層推進していく取り組みも考えていきたいと考えております。

○委員（小川朝樹）

大変よく分かりました。非常に大切な取り組みかと思いますので、またその辺続けてやっていただければと思います。

○会長（横内里花）

はい、ありがとうございます。その他にご意見はございますでしょうか。

○事務局（村松課長）

すみません。補足で説明を少しさせていただいてもよろしいでしょうか。私から少しお時間をいただいて補足説明をさせていただきます。

昨年度、市長から本運営協議会に対しまして、「令和8年度南アルプス市国民健康保険税率等について」ということで諮問をさせていただいております。

昨年度のこの会議の中で諮問をさせていただき、これに対しまして本運営協議会からは、「国保財政は厳しいため本来であれば保険税の引き上げを検討するところであるが、近年の物価高騰等の中、加入者に急激な負担増とならないように国民健康保険財政調整基金を活用し、現行税率を据え置くことが適当である」という答申をいただいたところです。本市では、この答申を踏まえまして、令和8年度の国保税率については据え置きとしたところであります。

本日説明させていただいた資料の中では、令和7年度の決算状況ですとか、本市の国民健康保険の現状についてご説明をさせていただきました。本市の国保財政については、現時点では安定的に運営ができております。その一方で、近年、財政調整基金を活用しながら収支の均衡を保っている、取り崩しをしながら均衡を保っているというような状況にあります。

基金残高につきましては、令和4年度末に10億5,000万円ほどあったのですが、令和5年度以降基金の活用をしてきましたので、令和7年度末には先ほどの

資料で見ていただいたように7億1,000万円ほどまで減ってきていると、3億円以上減ってきているというような状況です。令和8年度においてもさらに減少して、活用するという見込みをしております。

また、本日参考資料の4ページのところでご説明をさせていただきましたように、県が毎年度示している標準保険料率、そちらと本市の現在の保険税率との間には、現状で差が生じており、標準の方が高い水準の保険料率になっている状況にあります。一方で、先ほど金子先生の方からもご質問をいただいたように、県では保険料水準の統一に向けた取り組みというものを進めておりますので、令和12年度を目標として、市町村ごとの保険料水準の差を段階的に縮小していくという方針が示されているところです。このような状況を踏まえ、今後の国保財政の安定的な運営ですとか、被保険者の方からの負担をいただくあり方というところについては、継続して検討をしていく必要があるというふうに考えております。

そのため、市といたしましては、次回以降の運営協議会におきまして、令和9年度以降の国民健康保険税率のあり方について諮問をさせていただいて、審議をいただくということを予定しております。

委員の皆様には、本市国保の財政状況、それから加入者の負担、県の動向などを踏まえながら、幅広い観点からご審議をお願いしたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

すみません、以上です。

○会長（横内里花）

はい、ありがとうございました。

金子先生、よろしいでしょうか。

○委員（金子さき子）

今のお話ですけれど、県が決めたことに「嫌だ」と言えない場面はこの間いろいろな会議で見てきているので、大変だろうなということはよく分かっています。そうすると、県に言うしかないということなのかなとは思いますが、とはいえ市として、やっぱりそんなにぐんぐん上げていくのはいかなものかということは言っていたきたいなというふうに、ちょっと板挟みになるかなとは思いますが。先ほども言ったように、負担できない人達もいる現状がありますので、そういうことはやっぱり市のほうが伝わりやすいと思いますので、市を通じても言っていたけるとありがたいなというふうに思います。

○事務局（村松課長）

ありがとうございます。

県と市町村の会議、連携会議という会議も年に何回か行う中で、いろいろな市町村の意見も県の方に出しながら進めておりますので、また運営協議会からもご意見等をいただいて、そういったことも意見として申し上げながら対応していきたいというふうに考えております。

○会長（横内里花）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

今、事務局からも追加の説明もございましたが、それに対して何かご質問はございますでしょうか。

ないようですので、次に（２）のその他としまして、委員さんで何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

何か委員さんからご意見等はございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございます。

○事務局（村松課長）

横内会長、ありがとうございます。

以上で、本日の議事が終了いたしました。

次に、次第の９番「その他」になります。委員の皆様の方から何かございますか。

（ な し ）

特になければ、事務局の方から連絡事項がございますので、事務局からお話をさせていただきます。

○事務局（小西）

事務局より申し上げます。

本年度の運営協議会は、今回を含めまして３回程度を予定しております。次回の日程につきましては、会長様とご相談をさせていただき、また改めて通知をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様の今回分の報酬につきましては、８月中のお支払いを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（村松課長）

あともう１点、運営協議会の話とは少し離れるのですが、市の方で今、広報や貼り紙で周知をさせていただいているのですが、開庁時間、受付の時間が変わるということで、本年１０月１日から、今は８時３０分から１７時１５分の開庁、受付をしているのですが、午前９時から午後４時３０分に開庁の時間、受付の時間が変わるということで試行開始することになります。皆様にご不便、ご迷惑をおかけする部分もあるかと思っておりますけれども、試行してまた検証のうえ、どういった対応をしていくか検討を進めていくということですので、ご承知おきをお願いしたいと思っております。また、会議ですとかご連絡は、私共の勤務時間は変わらず、あくまで窓口の時間が変わるというだけですので、引き続きこういった形で会議の方は時間を取らせていただきまして進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項については以上となります。

以上、特に皆様から何かなければこれにて終了となります。皆様いかがでしょうか。

（ な し ）

ありがとうございます。委員の皆様には夜分お疲れのところ、長時間にわたりま

して会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

また、貴重なご意見をいただきまして、こちらの方でも参考にしながら運営の方を進めていきたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは最後に、閉会の言葉を神宮司副会長さんをお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○副会長（神宮司泰子）

本日はお忙しいところ、またお疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございました。私は今回初めて参加させていただきまして、まだわからないことが多く、これからいろいろ勉強させていただければなというふうに思っております。

また、暑い日が続きますので、皆様体調に健康に気をつけてお過ごしいただければと思ひます。

これで、令和8年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

○事務局（村松課長）

ありがとうございました。

それではこれもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

閉会 午後 8時07分